



鳥取県公報

平成 30 年 3 月 2 日 (金)
第 8 9 8 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の指定 (101) (障がい福祉課) 2
	知事指定薬物の指定 (102) (医療指導課) 2
	知事指定薬物の指定の失効 (103) (〃) 3
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (104) (東部福祉保健事務所) 4
	保安林の指定予定 (8 件) (105~112) (森林づくり推進課) 4
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (113) (中部総合事務所福祉保健局) 7
◇ 選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除 (4) 7

告 示

鳥取県告示第101号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

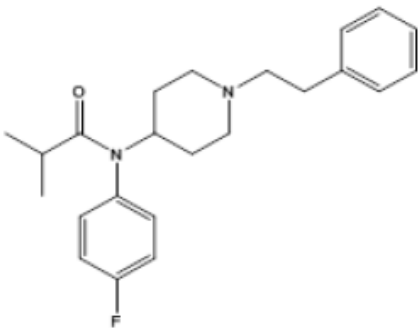
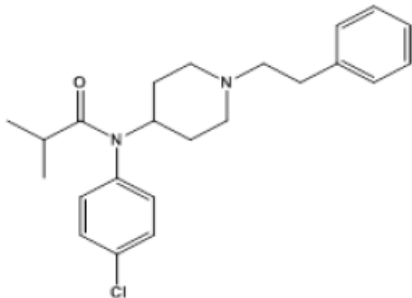
開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
株式会社薬明館	山口県岩国市南岩国町一丁目30-16	あかり薬局	倉吉市福庭町二丁目173-2	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成30年2月1日
医療法人養和会	米子市上後藤三丁目5-1	訪問看護ステーション仁風荘	米子市上後藤三丁目3-1	〃	〃

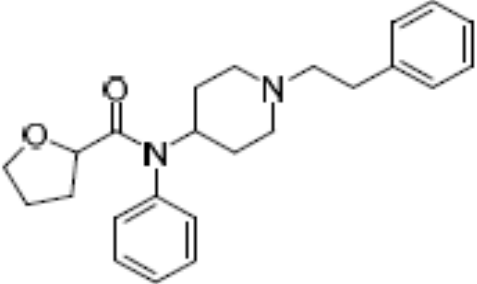
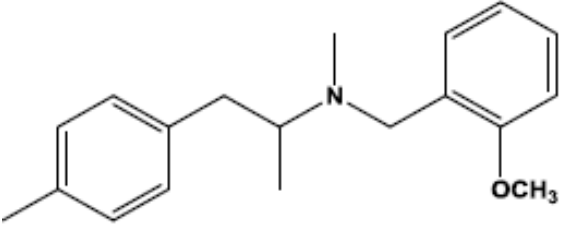
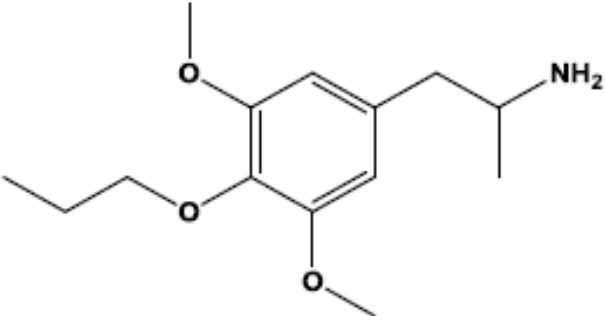
鳥取県告示第102号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年3月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
29-知(1)-12	4F-iBF、4-FIBF、4-Fluoroisobutyrylfentanyl	N-(4-フルオロフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル) イソブチルアミド及びその塩類 
29-知(1)-13	4Cl-iBF、4-Chloroisobutyrylfentanyl	N-(4-クロロフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル) イソブチルアミド及びその塩類 

<p>29-知(1)-14</p>	<p>Tetrahydrofuranyl fentanyl、THF-F</p>	<p>N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルテトラヒドロフラン-2-カルボキサミド及びその塩類</p> 
<p>29-知(1)-15</p>	<p>4-MMA-NBOMe</p>	<p>N-(2-メトキシベンジル)-N-メチル-1-(4-メチルフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類</p> 
<p>29-知(1)-16</p>	<p>3C-P</p>	<p>1-(3,5-ジメトキシ-4-プロポキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類</p> 

鳥取県告示第103号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
29-知(1)-9	ACBL(N)-018	平成29年12月22日	平成29年12月29日
29-知(1)-10	4-EA-NBOMe	〃	〃
29-知(1)-11	25B-NBOH, 2C-B-NBOH, NBOH-2C-B	〃	〃

鳥取県告示第104号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月2日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
有限会社はごろも	鳥取市徳尾443-9	有限会社はごろもはごろも事業所	鳥取市徳尾443-9	居宅介護、重度訪問介護	平成30年2月28日

鳥取県告示第105号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年3月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市長柄字堤谷392、字宮ノ谷393の2、394から396まで
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第106号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年3月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市佐治町尾際字西名馬谷860の1、1217
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第107号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年3月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市佐治町尾際字茅垣谷1011、字南平1212の29

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第108号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年3月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市鹿野町河内字清水板山2021の6、字火打岩谷口2128、2131、2146、2147

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第109号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年3月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市青谷町田原谷字清水平39の1から39の3まで、39の6、376の1から376の4まで、377から379まで、385、387
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第110号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年3月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
東伯郡三朝町大字吉田字土石場177の1、字奈原谷710の1、711の4、711の6
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第111号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年3月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
日野郡日南町宮内字妙見林548、549、字井手ヶ市場ヶ谷ノ上ミ665、字井手ノ平ラ1522の1、字休裕林1524

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第112号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年3月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町舟場字宮谷852、853、860の2、860の9、860の10、860の12、861

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第113号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月2日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 敬仁会	倉吉市山根 55	ワークサポートあし たば	倉吉市山根55	就労移行支援	平成30年2 月28日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第4号

日南町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成30年3月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

指定を解除した施設の名称	所在地
日南町立福栄生活改善センター	日野郡日南町福塚992